

平成22年8月25日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会

秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

TEL:0185-76-4611

遊休農地解消へ農業委員も一丸

◆ 町内2箇所再生利用活動に汗流す ◆



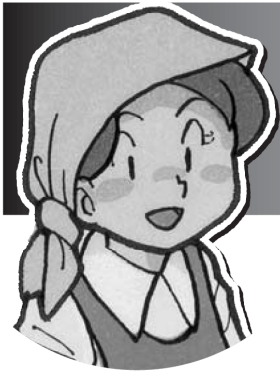
○…農業委員会では先月の下旬から今月上旬にかけて、**遊休農地の再生利用活動**を実施しました。場所は峰浜石川字内林地内と八森字栗坂台地内の2箇所、草刈り、耕起を行ったあと、最後にソバを播種して一段落。モデル的な取り組みではありますが、まず出来るような所から…というのも一つのヒントになるのではないのでしょうか。かかる経費にもよりますが、以前の『農業委員会だより』(*)でご紹介したように**国・県の助成制度もあります**ので、ぜひご活用ください。



○…農業委員会には「**遊休農地対策班**」、「**情報活動企画班**」、「**農業者年金・農業新聞加入推進班**」の三つの班があり、それぞれ年度計画を立てて活動しています。今回の再生利用活動は、遊休農地対策班を中心に委員総出で行いました。**再生利用に関する相談にも応じています**ので、自分もやってみようとお考えの方は、地元の農業委員または農業委員会事務局まで、お気軽にご相談ください。

* 過去の『農業委員会だより』は町のホームページ(<http://www.town.happou.akita.jp/>)でご覧いただけます。(トップページ ⇒ 各課のページ ⇒ 農業委員会 ⇒ 農業委員会だより)

◆裏面には、「**知って得する農業者年金Q&A**」(No.2)を掲載しています◆



Q: 農業者年金はどのような仕組みになっていますか？

A ● 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる
 ● 積立方式・確定拠出型の年金です！

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる**積立方式の年金**です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる**確定拠出型の仕組み**です。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない**財政的に安定した制度**ですので、少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。

保険料の額は月額2万～6万7千円の間で選択でき、途中で自由に増減させることもできます。年金は、生きていた間必ず決まった金額が支払われる**終身年金**です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価値に相当する金額は、**死亡一時金**としてご遺族に支給されます。

農業者年金の支給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
 付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名淵字目長田118番地
 TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！